

# 令和3年度介護職員資格取得支援事業

## 《受託事業者応募 → 受託決定 → 事業開始までの流れ》

【注意】「本事業指定定員」＝講座全体の定員のうち、本事業利用者（申込者）の定員

### ① 公募開始(4月2日)

東京都福祉人材センターHP上で公開する公募要領等を確認のうえ、4月15日(正午)までに応募書類を提出する(必着)。

- ・本事業への応募講座のうち8月末までに開講する講座に関しては**応募時点で研修指定機関(東京都生活福祉部)へ研修事業指定申請を行っていることを条件**とします。
  - ・その他の講座に関しても、応募後、速やかに研修指定機関への指定申請を行ってください。  
※この時点ですでに申請済みの一般講座があり、本事業受託決定後、研修指定機関に「変更届・休講届(東京都指定様式)」の提出をもって、本事業指定定員を含んだ講座とする場合は、それでも可能です。
- 【注意】本事業受託決定前のこの時点では、**応募講座の参加対象者を「本事業指定定員(本事業用の受入枠)」のみに設定して申請することはできません。**(本事業が受託できなかった講座を一般講座に切り替えて行う予定がある場合は事前の申請は可能です。)

### ② 受託事業者決定(5月中旬)

受託事業者を決定。応募状況によっては、応募内容のうち一部採択(講座数・本事業指定定員数等)となる場合がある。

- ・受託決定後、決定内容に準じ、必要があれば研修指定機関(東京都生活福祉部)に「変更届・休講届(東京都指定の様式)」を提出してください。
- 【補足】指定機関へ早めに申請し、指定が下りること**で募集期間を長くとることができます。**「東京都介護職員初任者研修事業指定決定通知書」または「東京都介護員養成研修事業指定決定通知書」が発行され次第、写しを人材センターに提出してください。

### ③ 事業利用開始・人材センターHP上での情報公開開始(5月中旬)

人材センターHPにて講座情報の公開・申込受付の開始

- ・「東京都介護職員初任者研修事業指定決定通知書」または「東京都介護員養成研修事業指定決定通知書」の写しの提出がない場合は、事業者に関する情報は非公開となります。**提出されるまで公開できず、申込者の募集ができませんので、指定が下り次第速やかに提出してください(※通知書記載の募集開始年月日に至っていない場合は、その日付に準じて公開します)。**
- ・「東京都介護職員初任者研修事業指定決定通知書」または「東京都介護員養成研修事業指定決定通知書」を受け取りかつ募集開始日に到達次第、**事業者独自の広報についても開始してください。**
- ・チラシ等の広報物を作成する場合には、必要に応じて事前に人材センターへ提出し内容を確認してください。

### ④ 事業周知期間(5月下旬～)

事業者独自の広報を行い、利用者の募集に努める

※人材センターでも事業案内は実施していますが、各講座の募集は各事業者が積極的に取り組む必要があります。

### ⑤ 講座開講(7月1日以降順次)

- ・授業を無断欠席する等、「介護職員資格取得支援事業心得」にそぐわない利用者がある場合は人材センターに連絡を入れてください。
- ・講座修了後は速やかに修了証明書を人材センターに送付します。**※本事業の受講生に直接修了証明書を渡さないよう注意してください。**また、下記の期日に間に合うよう実績報告書【報告様式1-(1)、1-(2)、2、3】と請求書【報告様式4-(1)、4-(2)】をあわせて人材センターに提出します。

回次	対象研修終了日	請求期日	支払月(目安)
1	9月30日まで	10月15日まで	11月
2	12月31日まで	1月15日まで	2月
3	2月28日まで	3月10日まで(厳守)	3月